

第38回岐阜大学経営協議会 議事要旨

- 1 日時 平成21年11月9日(月) 13時30分～15時50分
- 2 場所 岐阜大学本部大会議室
- 3 出席者
学外委員：小川委員，勝野委員，神谷委員，川村委員，中井委員，
本島委員
大学委員：森学長，安田理事，古田理事，小森理事，船戸理事，竹森
理事，杉戸副学長，土肥副学長，森脇病院長
オブザーバー：
江馬教育学部長，高橋地域科学部長，犬塚医学系研究科・
医学部長，若井工学部長，小見山応用生物科学部長，森本
産官学融合本部長，水谷監事，戸田監事，梅村学長特別顧
問

- 4 第33～37回の議事要旨を確認した。(原案どおり)

5 報告事項

- (1) 第2期中期目標・中期計画(素案)の審議状況及び素案の一部修正について
安田理事から，資料1に基づき，第2期中期目標・中期計画(素案)の一部
修正について，既に第37回経営協議会(10月22日(木)メール開催)に
おける審議及び10月23日(金)の役員会の承認を経て文部科学省へ提出し
た旨の報告があった。

続いて，同理事から，国立大学法人評価委員会における第2期中期目標・中期
計画(素案)の審議状況について説明があった後，今後のスケジュールについ
て，同委員会から，11月下旬に素案の修正等についての意見が各大学に通知
され，来年1月には最終案を提出することになる旨の説明があった。

委員による主な意見等は次のとおり。(○：質問・意見 ●：回答)

○素案の一部修正について，Iの地域産業の振興に関する修正前の“地域産業
への貢献意欲を醸成”という表現は大変適切だったと思っている。修正によ
りむしろ意図していたことより幅が狭くなったのではないか。具体的に書け
ということだからやむを得ないが，ニュアンスが縮小した印象を受ける。ま
た，p. 18からの各大学ごとの表の意味がよくわからないので，教えてほ
しい。

●素案の一部修正については，本学では，中期計画に対する実施計画を定め
たうえで年次計画を実施するため，今回のような修正であっても，当初考
えた内容に対応できる。評価委員会からの指摘に対して大学が主張しても
あまり反映されない。指摘がもっともな面もあるため，修正することとし
た。元々，地域の産業の振興につながる人材養成が基本であり，社会人
が大学に入ることによりニーズがフィードバックされるが，このことを
説明するのは難しい

ため、わかりやすいインターンシップという言葉を使った。また、p. 18からの「各法人の基本的な目標等と主な取組」については、各法人の個性化がわかるようまとめられたもので、他大学の例を踏まえて自ら見直しをという意味だと思っている。本学は格調が高いわけではないが、わかりやすく具体的に書いているつもりで、特に変更するつもりはない。

- 補足するが、ご指摘の箇所の修正については、本学でも大変悩み、“インターンシップ等の”という表現にした。第2期は第1期とは違って、もっとざっくりと行くのだと思っていたが、国立大学法人評価委員会は、実に細かい点を指摘してきている。

(2) 平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について

安田理事から、資料2に基づき、平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果について、評価結果が確定した旨の報告があり、本学は、「業務運営の改善及び効率化」について“特筆すべき進捗状況”と評価されたこと、また、「財務内容の改善」について“おおむね順調”と評価されていることなどの説明があった。特に、「年度計画を充分には実施していない」とされた、同窓会連合会の設立が年度内に行われなかった点については、設立準備は年度内に終えたが、翌年度6月1日の開学記念日に合わせて発足させた学内事情を説明し申し立てたものの、評価の修正には至らなかった旨の説明があった。また、国立大学法人全体の評価結果と、その中での本学の位置付けについて説明があった。

委員による主な意見等は次のとおり。（○：質問・意見 ●：回答）

- 「業務運営の改善」について“特筆すべき”と評価されたのは大いに評価すべきことと思う。岐阜大学がきちんと評価制度を行ったということで今回“5”と評価されたのは、最終的に第1期全体の評価が行われる際に大きなポイントになるのではないか。
- 評価は、やはり高い方が励みになる。暫定評価後の2年間については、これから取りまとめていくが、しっかりと理解してもらえるように、わかりやすくまとめていきたい。
- いろいろな問いかけに丁寧に対応しているからかとも思う。
- 数字は一人歩きするので危ない。暫定評価で業務運営“3”という評価は、非常に厳しかったと思う。そういう意味で、今回“5”が取れたのはリカバリーショットとして大変良かった。ぜひその勢いで21年度もやっていただき、最終的に少なくとも“4”以上が取れるよう努力していただきたい。

(3) 御嵩町との連携に関する協定について

安田理事から、資料3に基づき、10月28日（水）に、御嵩町と岐阜大学との連携に関する協定を締結した旨の報告があった。また、御嵩町は環境重視で、これまでも本学と個別の案件では協力しており、今回、包括的な協定とした旨の説明があった。

(4) 教員免許状更新講習実施状況について

古田理事から、資料4に基づき、岐阜県の教員免許状更新講習の実施状況について報告があり、本学での受講者は、当初予定より若干少ないが、ほぼ予定通りであった旨の説明があった。

また、来年以降について、文部科学省から教員免許更新制の今後の在り方について通知があり、法律改正が行われるまでは現制度が有効で、平成22年度概算要求にも計上されている旨の説明があった。

これらのことを踏まえて、来年度も今年度同様に実施したい旨の説明があった。

委員による主な意見等は次のとおり。(○：質問・意見 ●：回答)

○岐阜大学教育学部を中心に県内のネットワークが構築されており、大変な努力だったと思われるが、どのような効果があったのか。また、受講者が予定より200人ほど少なくなった理由は何か。

●効果は現在調査中だが、窓口が一つなのは受講生に便利で好評であった。選択科目は教える側も受ける側も興味があるので評判が良いが、必須科目については中身が決まっていて、ややモチベーションが下がっている。しかし、他県に比べれば評判は良いと思う。また、受講者が少なかった理由は、近県で受講又はビデオで受講されたケースや、予定人員の算出に専修免許を取得したばかりで受けなくてもよい人が含まれていたため、ほぼ予定通りである。

○来年の対応が難しい。受講者が激減するのではないか。大学だけで対応できる話ではない。必須科目については、小・中・高と異種の教員と一緒に受けているのではないか。

●必須科目は、できるだけ学校種別でやるようにしている。大きな混乱はない。ただ、高校の教員が少なかったため、どちらかに入るしかなく、若干の不安はあったようだ。

○国としての方針であればやむを得ないことだが、教員養成を6年制にする場合、国立大学法人としてどう対応していくのか。うっかりすると現行の法人の運営費の枠内で法人の責任でやれということにもなりかねない。メール開催の経営協議会でも申し上げたと思うが、医学部の入学定員増についても法人が積極的に対応することはよいが、同時にそのことについて政府としてもきちんと責任ある対応があるのかが疑問である。教員養成を6年間でやるとするとそれだけの経費が必要になることは当然で、もちろん学生にとっては授業料負担が5割増しになるが、その分の質を確保するための運営費交付金の増であるとか、必要な予算措置などがなければ法人として苦しい。結局は質を落とすことになるのではないか。かといって、岐阜大学だけがやりませんとは言えない。この問題は相当腹を決めてかからないといけない。今から対応について十分検討しておく必要があるのではないか。

●まさに先生が言われたとおりで、日本教育大学協会でも話があったらしいが、途中でやめた時の補償をしてくれという要望書を出すこともあろうかと思

う。受付をコンピューターでやるのにサーバーが必要である。サーバーを買って、やったとたんになくなった元が取れないため、各大学が困っていると思う。もしなくすなら、そのような要求が出ることも考えられる。

- 後の国大協の報告にも少し出てくるが、4+2の6年制の話があるが、いつまでにといいことは言わない。医学部の1.5倍の件も、いつまでにとは出てきていない。岐阜大学の場合、本学出身の教員が県の教育長になっていることもあり、県との連携も良く、教職大学院もあり、模範的な状況である。今後、6年になった場合、ただでさえ教員採用には非常に制限があり、学生が来るのかということもある。高等教育局長も当面は続けると言っている。もう少し冷静に見て、大学としてもある程度腹をくくらねばならない場合は、いろいろ考えてやっていくことになる。国が決めたことにノーとは言いつらい。国大協絡みでいろいろと情報は伝わってくるし、現場における他大学の動きもあり、もう少し見守りながら行くより仕方ないと思っている。

(5) 大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラムの採択について

古田理事から、資料5に基づき、文部科学省の平成21年度『大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム』に、「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜を基盤とした駅前サテライト型教育システムの構築」が選定された旨の報告があり、岐阜駅にサテライト教室を置き、単位互換や共同授業を実施するもので、現在仕組み作りを各大学が集まって行っているほか、サテライト教室の場所も詰めているところである旨の説明があった。

(6) 平成22年度概算要求の概要等について

竹森理事から、資料6に基づき、本学の8月段階の平成22年度概算要求事項、文部科学省の10月段階の概算要求概要、本学の今年度の補正予算執行等について報告があった。また、例年であれば、この時期の経営協議会に平成22年度予算編成方針を諮るところだが、来年度予算の細目がまだわからないことや、運営費交付金の1%削減や人件費削減の取扱いなど、見通しがはっきりしない面があり、12月の中下旬に各省への来年度予算内示があった後、1月開催予定の経営協議会において審議願うこととしたい旨の説明があった。

このほか、各委員に送付した「岐阜大学財務レポート2009」について、必要があればご意見をお知らせ願いたい旨の依頼があった。

委員による主な意見等は次のとおり。(○：質問・意見 ●：回答)

○政権交代後、先が見えない状況のなかで、執行部としてどのような大きな方針でこの時期に当たっていくのか、考えを聞かせてほしい。

- 後で国大協のところでも関連する話題になるが、文部科学省や国大協や厚労省の話などでも、方針がわからないと言われる。医学部定員増に伴う教育環境の整備などについても事項要求になっていて、12月にならないと明らかにならないと言っている。特別教育研究経費がゼロになった場合にどうするのかも含めて対応せざるを得ないと思っている。医学部関係はマニフェスト

に出ているからやるだろうが、その代わり、特別教育研究経費は、民主党議員の中で、あれは本当に要るのかという議論になっていて、調査の対象となっている。国大協レベルでは、そうなったら非常に困るため何とかしなくてはならないと言っている。本学としても、運営費交付金はどんどん目減りするだろうが、非常に苦しんでいる病院に関しては、経営改善係数が取り払われるため、少し楽になるだろう。やはり外部資金とか基金に力を入れざるを得ないと思う。今の時点では明快なお答えはしづらい状況である。

- 先ほどの中期目標・中期計画は官僚が整理をされたということで、特徴や特別のものをもちなさいといいつつも、何か平準化していくような、バランスでやっていくような気がしている。民主党政権で政策論がまだ充分練れていないが、例えば25%温暖化ガス削減などについても、大学などの研究機関における研究のあり方、そういったところに予算をつけてもらえるのか。岐阜大学として良い位置にセンタリングしていくには、今の中期目標の縦軸と横軸というか、政策論との交点について論議して、文部科学省に陳情できないらしいが、現在の官僚との情報交流も含めて、ねらい目を打ち上げていく工夫が大切。岐阜大学ならではというものにつなげることが大事なのではないか。

また、財務レポートについては、全体のオープン化としてはこれでよいが、前年対比があれば、動きがわかり、参考になるのではないか。

- 財務レポートはホームページで公開しており、そちらでは前年度も見られるようになってきているが、ご指摘のあったように、更にわかりやすいものにしていきたい。
- 叱咤激励していただいたと思うが、中期計画と評価絡みの点は、ご指摘のように横並びというか、あまり差別化したものではなかった。これからの事は、政権が交代して考えていかざるを得ない点が多々あるが、文部科学省の局長レベルでも「自分もわからない」と言われる。今は大臣、副大臣、政務官の5人だけがすべてで、最終的には行政刷新会議がある。各省庁から出た数字もそのとおりに行かない。物事の決め方として、よくわからない人達が、その場の感情や雰囲気だけで決めていくような傾向もあると言われている。25%削減はマニフェストにはない。ただ、本学は環境問題にも力を入れており、今日もISO認定のヒアリングを受けたが、既に地域科学部は取得しており、本部、図書館、さらには他学部にも広げていきたい。取り残されないよう、生き残りのためにベストをつくしてやっていくしかない。冷静に流れを見て、情報を得て、岐阜大学の特徴を生かしてやっていくことにつける。財政的なことについては、さきほどから言っているように、よくわからない点もあり、運営費交付金は文部科学省に言わせると去年並ではないかとのことだが、どうなるかわからない。基金や外部資金にも力を入れていく必要がある、ある程度その方向でやっている。それほど本学が出遅れるということはないと思う。
- スタンスとして、民主党のマニフェストに書いてあることが実現するという前提で準備をしていくのは疑問である。既に破綻も見えてきていて、予算も

無理ではないか。今年度予算が最終的にどうなるかを見た後、マニフェストがどの程度実現するかが少しは見えてくる。今は急いで対応を考える必要はなく、見守る時期ではないか。あくまでも参考意見だが。拙速に対応する必要はないのではないか。

- 大学に限らず不易流行は基本である。流行を忘れると生きていけないと思うが。中期目標に掲げた4つの基本目標は、プロを養成すること、基盤の研究力をしっかりしてそのうえで成果を還元すること、地域にしっかりと貢献すること、国際性、と多分に抽象的だが、キーワードが話題になったときに常に岐阜大学が対象になって、どういう取り組みをやっているかわかるように。これを1年以上かけてやってきた。これを愚直に実施する。それによって岐阜大学としての方向性とか良い意味でのチーム力を高める時期ではないかと思っている。
- 先が読めないのが一番大きな問題だが、いずれにしろ12月には決まると言うことで、例えば原子力にしても宇宙にしても、厳しいという意味では科研費も公募した後取消になっている世の中で、今、安田理事がおっしゃったように、岐阜大学の中期計画に従って粛々と進める姿勢を見せるのは非常に重要なのではないか。その際、学内へこういった状況と大学の方針を伝え、理解を得るよう、より一層努める必要があると思う。
- 重要なお指摘をいただいたと思う。本学では、執行部と各学部教授会との懇談を実施している。これは国立大学では岐阜大学だけである。そのほか、キャンパスミーティングも行っている。従って、学内の疎通は風通しが良い状況にある。おっしゃるとおり、掲げたものに対して粛々とすすめていくに尽きる。今、文部科学省などの話を聞いていると、新政権では、すべてマニフェストに従ってやるということで、担当大臣も常にポケットにマニフェストを持っていて、皆にもそれを持ってと言うという話もあり、マニフェストに書いてあることはあまり気にしたくないが、悔りがたい面もある。ある程度は気配りの必要がある。
- 竹森理事が説明された資料で、10月現在の概算要求では、運営費交付金が13億ほど増になっている。1%の効率化係数と2%の経営改善係数はここには入っていないということか。
- 入っていない。削減しないことが前提となっている。
- 一方で、総人件費の22年までの毎年1%減は法律事項で、法律改正がされないため、そのまま1%減になるということか。
- そのとおりである。

(7) 医学部附属病院の経営状況について

森脇病院長から、資料7に基づき、平成21年度4月～9月の診療報酬請求額、診療単価、入院患者数、外来患者数、病床稼働率、平均在院日数等による経営目標達成率について報告があり、患者数等は目標通りで、単価が高い診療を行うことにより請求額が伸びている旨の説明があった。続いて、同期間の損益計算書、収支計算書について報告があり、全体にほぼ予定通り、あるいは予定を上回

るペースで順調に進行している旨の説明があった。

委員による主な意見等は次のとおり。（○：質問・意見 ●：回答）

○目標がほとんどすべて達成されているということで、非常に努力されていると思う。入院診療単価と外来診療単価が上がる理由は、どのような工夫、方針なのか。

●外来診療単価については、大学病院本来の使命である高度専門医療に特化していることがあり、例えば癌の外来化学療法や、心臓に特化したリハビリテーションなど、単価が高いものが集中していることが理由として考えられる。入院診療単価については、単価の高い手術等をより多く行うよう努力することもあるが、7対1看護により基本的な点数が上がるのが金額面では一番大きい。

（8）国大協等の報告について

学長から、資料8に基づき、10月25日（日）に開催された医学系出身国立大学長懇談会について報告があり、文部科学省や厚生労働省からの説明内容等について、説明があった。

続いて、10月26日（月）に開催された国立大学協会第17回通常総会について報告があり、政権交代による動き、文部科学省の概算要求、教員養成に関する今後の方向等について説明があった。

委員による主な意見等は次のとおり。（○：質問・意見 ●：回答）

○医学系学長会議において、医学系大学院の充実や、臨床系の論文が減少している点について、厚生労働省に危機感があったのか。

●今回は、文部科学省から厚生労働省に出向している官僚が、わかりやすく説明していたが、わからない点が多々あるとのことだった。

○国大協や分野別の学長会議でもそうだが、文部科学省や厚生労働省等の担当者の話を聞いて、そのあと少し意見を言うという形になっている。確かに将来的な状況が見えない点はあるが、国立大学で独自にできることはかなりあるのではないかと。旧帝大系とその他のところではトーンや発想が違うということもあると思う。どの程度協調してやっていくか、別の形でやっていくのか。あるいは医学系で、ただ定員を増やすだけでなく、実際のニーズには地域や診療科によりバラツキがあるが、そのあたりは大学側又は国大協の中で充分議論すれば、政権と関係なく意思表示ができるのではないかと。どうも国大協ではあまりそういう議論がまとまっていけない印象がある。

●国大協は二重構造になっている。旧帝大の総長だけの会があり、文部科学省はそこで結構本音も言っている。又、医学系以外にも、理学系、工学系、人文系などの学長会議がある。そこでは結構差し迫った状況にあるので、いろいろな話をしている。本学が以前から主張している点として、従来、多くの大学が医学部の入学定員を増やし、その時に教員も措置されていたが、岐阜大学は定員を増やしていないため、教員がつかなかった。今回、定員が増え

る際に、以前に措置したから今回は付けないということなら、そもそも増やしていない大学を考慮してほしいと文部科学省の課長には言っているが、明快な返事はない。国大協としてやれることでは、今の新型インフルエンザに対して大学はどのように対応すべきかとか、中教審の動きに対してどうするのか等について、いろいろな小委員会を設けて対応している。

- 文部科学省から質の保証の話があったのは非常に大切である。学位について質の保証をする、更に言えば国際的に通用する学位とするのが、我が国の高等教育にとって最も重要である。そう言いつつ一方で関連予算が減っているのはいかなることかと思っている。特別教育研究経費の見直しは質の保証に直接的に絡んでくる問題である。国大協はこの問題にきちんと対応し、絶対に大きく減らすことのないよう頑張っていたらと思う。

また、別件だが、臨床研修制度を抜本的に見直すべきとの提言が出されたという記事を見たように思うが、そのようなことはあったのか。

- 医師不足は今の臨床研修制度に原因があるため変えるという話があったが、政権交代で軸がぶれているのではないか。見直しの方向に行くとは思うが。
- 臨床研修制度の見直しについては、2年前から話題になり、医学部長・病院長会議でも文部科学省に申し入れている。結果として、今年の春の状況では、実質1年になると思われる。実際には2年だが、毎月のようにローテーションするのではなく、指向性が確保できる形での研修になり、また、大学病院へ定員を戻すような方向になっている。
- 犬塚医学系研究科・医学部長が言われた方向で、特に変わっていない。2年目については各研修医が自由にコース設定できる形になっている。
- 質保証については、大学における成績の評価がいろいろな点で重要になってくると思っている。本学でもいろいろなFD等がある。
- 学士課程についての答申に基づいて、各大学、学部で1年から4年までを通した課程をどうするか検討している。今までの「何を教えるのか」から、「何ができるようになるのか」という視点になり、仕組みをどうするのか。チェックが難しい。卒業論文で総合的に評価するということになるが、外に対してわかりにくい。国家試験のようなものがあればわかりやすいが、そうでないところは難しい。人文系の評価をどうするのが若干見えにくい。FD委員会でもかなり話題になったが、今後そのあたりを詰めていきたい。
- 我々はグローバル化にも対応しなければならない。今の日本の学位は甘いのではないかという話が出てくるのではないか。
- 学士課程は比較的しっかりやっているが、大学院修士の評価について、ちゃんとしているのかという指摘がなされている。

(9) 大学のランキングについて

学長から、資料9に基づき、10月24日発売の雑誌『週刊東洋経済』掲載の「本当に強い大学」総合ランキングで、本学が27位にランクされていること、また、同時期に発売の雑誌『週刊ダイヤモンド』の財務ランキングでは24位にランクされている旨の報告があった。

また、上海交通大学及び英タイムズ社の世界の大学ランキングにおいて、国内で23位～24位、世界で400位台にランクされている旨の報告があった。

6 議 事

(1) 法人給与の改定について

船戸理事から、資料10に基づき、国家公務員の給与が12月1日に改定される予定であることに倣い、本学においても給与改定を行うこととしたい旨の提案があり、改定内容について、給与勧告の骨子に基づき説明があった。

また、国家公務員の給与は4月に遡って改定されるが、本学は、不利益不遡及の原則から、規則改正日以降について適用すること等の説明があった。

なお、今回の給与改定については了承いただくこととし、国家公務員の給与法改正の法律が公布前であることから、本学給与規則の改正内容及び施行日については、学長に一任願いたい旨の発言があり、審議の結果、これを了承した。

委員による主な審議内容等は、次のとおり。(○：質問・意見 ●：回答)

○給与勧告の骨子の裏面にある実施時期について、どう理解すればよいか。

●人事院勧告としては、給与については遡って4月から実施し、超過勤務手当については、平成22年4月から実施するという意味である。

●ボーナスと月例給の引き下げの時期については、公布日が月の初日であればその月、そうでなければその翌月の初日から実施される。ただし、4月からの分については、調整率を乗じて調整する旨がここに記載されている。なお、超過勤務手当については、労働基準法の改正もあり、平成22年4月1日が実施時期となる。本学も国家公務員に準じた取扱いをするが、労基法の関係から、4月に遡るのは難しい旨をご説明したところである。

○組合は団体交渉権を持たないのか。

●団体交渉権はある。当然、交渉を経て進めていくことになる。

○それならば、ここで決まったからやりなさいというのではなく、労使交渉を前提として、基準を踏まえて論議するべきではないか。ここでは議事になっているが。

●本学の場合、過半数組合ではないため、過半数代表への説明となる。その手続きは踏むが、今回は規程改正までの日程がタイトなため、再度経営協議会を開催するのではなく、ここで方向性を議論願ひ、学長にご一任願えればと思ひ、今回の議題の提案とさせていただいた。

●これは経営協議会で議論していただく事項であるとして、ここで提案させていただいた。ここでの意見を聞いたうえで、過半数代表と交渉したい。

○他大学も同様の対応らしいが、国家公務員と決別して国立大学法人となった訳で、きちんと過半数代表者との交渉のうえでやっていただくことになる。現実には不利益処分を遡及するのはほとんど不可能というか、場合によっては憲法違反になるかもしれない。ここで示されている進め方が、国立大学法人がとりうる最大の対応かと思う。

●学長会議などで他の大学がどうするか聞いてみても、同様な対応になるよう

だ。

- 国立大学法人も独立行政法人の一形態であり，独立行政法人通則法の範疇で動くことになる。国費が投入されている本学の場合は，交渉で給与を増額したりするのが難しい状況にあることをご理解いただきたい。
- 総額の問題と一人一人の業績の評価にメリハリをつけてほしい。右肩上がり
で給与が上がる時代ではなく，大卒は勧告通りにするしかないが，業績を上げた人へ，特に賞与の部分で評価に応じた調整をすれば，大学の評価・成果として上がってくるのではないか。
- 各学部では少しだが評価に応じた手当をしている。また，学長のところでも少しは手当している。基本的には，若い人に対しては不利益にならないようにしている。
- 平成20年度に「特筆すべき」という評価が得られている最大の理由は，教員の評価制度を導入し，給与に生かしていることが認められている。実質的にやっていく必要があり，そういう方向を更に明確にしていきたい。
- 教員の評価については漸次拡大していく方向と承知しており，事務職員についても実質的な評価を行っている。今後も着実に実施していきたい。

7 次回の開催日

次回の開催は1月とし，日程調整の上，開催することとした。
また，3月にも開催を予定することとした。